

平成 27 年に発生した死亡災害の分析（原因と対策）

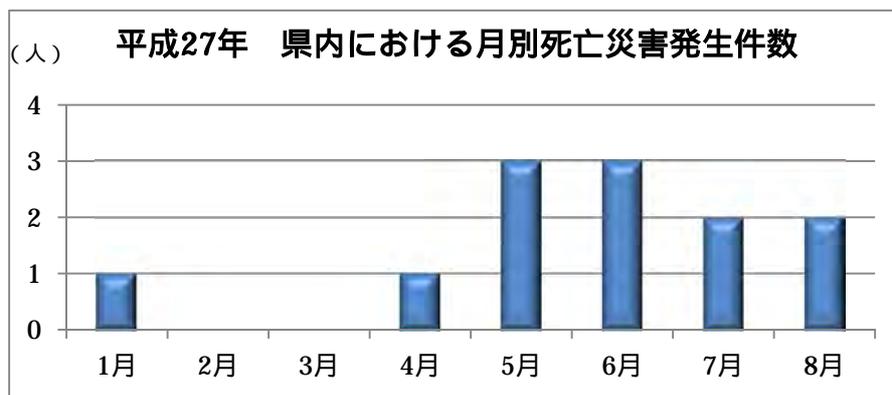
平成 27 年 8 月末現在
愛媛労働局

1 本年の死亡災害の発生状況

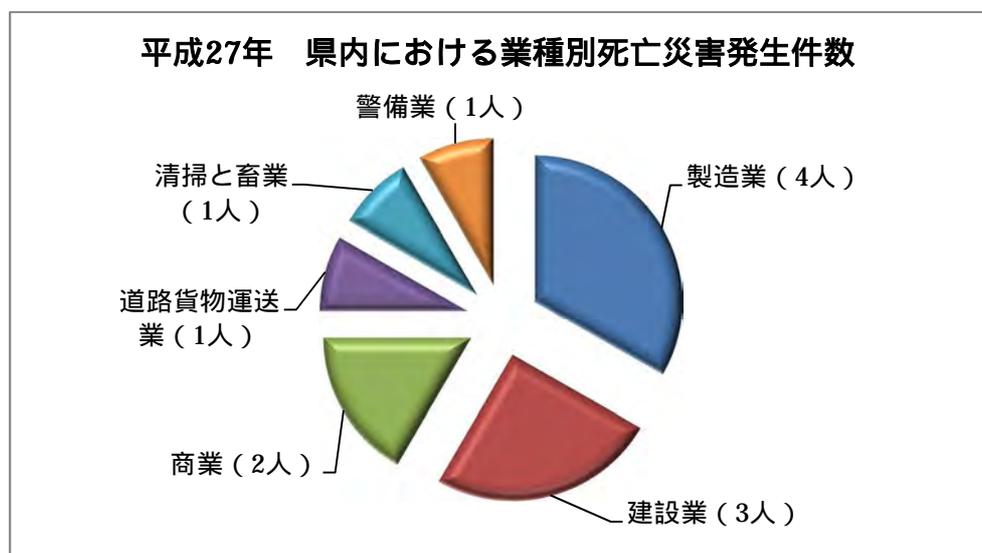
愛媛県内における労働災害による死亡者は、平成 24 年 16 人、平成 25 年 13 人で、平成 26 年は 10 人と過去最少となった。

本年 8 月末現在では 12 人で対前年の 6 人と比べ倍増した。

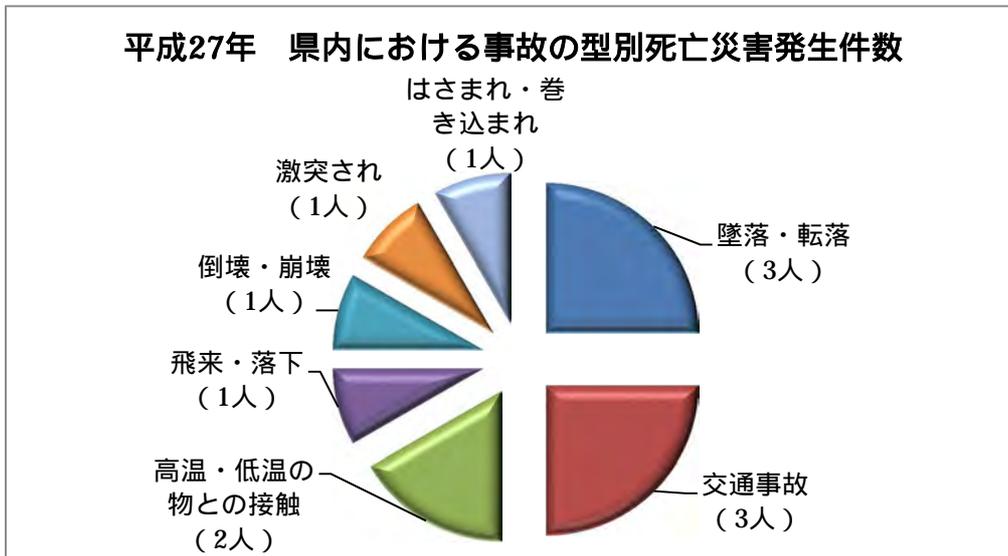
本年における死亡災害の月別発生状況は、1 月と 4 月に 1 人ずつであったが、5 月以降多発しており、毎月 2 人以上の死亡災害が発生し、特に 5 月、6 月は 3 人の死亡災害が連続している。



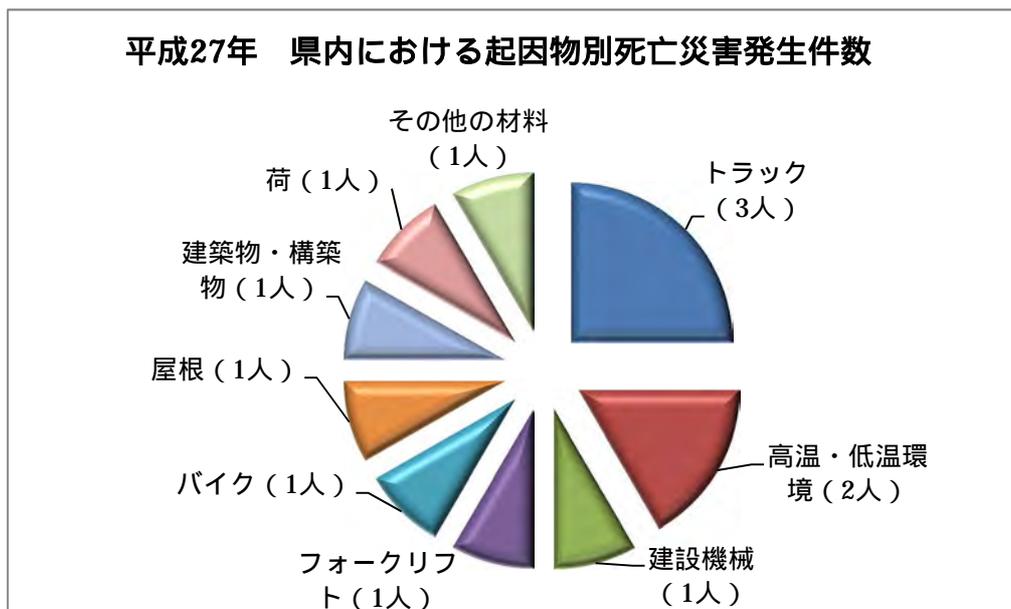
業種別では製造業が 4 人、建設業が 3 人、商業 2 人、道路貨物運送業、清掃と畜業、警備業が 1 人ずつの発生となっている。



事故の型別では、「墜落・転落」、「交通事故」が3人ずつ、「高温・低温の物との接触」(熱中症の疑い)が2人、「飛来・落下」、「倒壊・崩壊」、「激突され」、「はさまれ・巻き込まれ」が1人ずつとなっている。



起因物別では、「トラック」が3人、「高温・低温環境」(熱中症の疑い)が2人、「建設機械」、「フォークリフト」、「バイク」、「屋根」、「建築物・構築物」、「荷」、「その他の材料」が1人ずつとなっている。



2 本年の死亡災害の特徴と原因

本年8月末現在の愛媛県内における多発している労働死亡災害の特徴は、荷役・運搬機械を用いる作業における危険個所への立入や停車時の逸走防止の不備、高所作業における墜落防止措置の不備など基本的な安全対策の徹底が不十分な状況が見られる。

これらの原因を分析すると、以下のとおりである。

荷役作業中の災害

荷役中の災害（死亡災害事例 1、3、5、6、9）により5人が亡くなっており、原因としては、フォークリフトの危険区域への立入、クレーン等や車両系建設機械使用時の荷の下への立入り、貨物自動車からの墜落防止措置の不備、クレーンのつり荷の固定の不備などによるものである。

貨物自動車に関連する災害

貨物自動車に関わっている災害（死亡災害事例 2、3、4、5）では、4人が死亡しており、原因としては、停車時の逸走防止措置の不備、墜落防止措置の不備によるものや交通事故などである。

クレーン等に関連する災害

クレーン等に関わっている災害（死亡災害事例 5、9）では、2人が死亡しており、原因としては、つり荷の下への立入、つり荷の固定措置の不備、過荷重となったことが疑われるものである。

墜落による災害

墜落による災害（死亡災害事例 5、7、12）では、3人が死亡しており、原因としては、屋根の踏み抜きにおける歩み板の未設置や高所作業における安全帯の未着用などによるものである。

熱中症による災害

熱中症の疑いのあるもの（死亡災害事例 10、11）では、2人が死亡しており、原因としては、WBGT値（湿球黒球温度）の測定や水分・塩分の摂取などの熱中症予防措置の不備が疑われるものである。

3 本年の死亡災害に係る災害防止対策

作業計画等の作成と関係労働者への周知

貨物自動車、クレーン等及び車両系建設機械を用いる作業においては、作業に応じた作業計画を作成し、標準の作業手順を定めて関係労働者に周知

知し、作業手順を確認しながら作業を進めること。特に複数作業においては、作業指揮者を定めて指揮させることを徹底すること。

荷役運搬機械及びクレーン等に係る基本的な安全対策の実施

フォークリフトを用いる作業においては、接触による危険を防止するための立入禁止の徹底を図ること。

また、貨物自動車を用いる作業においては、停車時の逸走防止、墜落時保護用の保護帽の着用の徹底を図ること。

さらに、クレーン等を用いる作業においては、つり荷の下や旋回範囲内への立入禁止、定格荷重内での作業の徹底を図ること。

高所作業における安全対策の実施

墜落防止対策においては、安全な作業床の設置、屋根の踏み抜きによる災害防止のための歩み板の設置等や高所作業における安全帯の着用の徹底を図ること。

熱中症予防対策の実施

熱中症予防対策としては、工場内の高温設備等の近や風通しの悪い場所での作業、屋外の炎天下の高温多湿場所での作業では、WBGT値（湿球黒球温度）の測定による作業環境や作業、健康の管理を行い、熱への順化期間の設定と自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分の摂取を徹底すること。

安全衛生管理活動の推進

上記の安全対策を徹底して実施させるために、経営トップの参加の下に職場内の安全衛生活動の総点検を実施し、KYT（危険予知訓練）、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、ヒヤリハット活動、ツールボックスミーティングなどの日常的な安全衛生活動を実施することにより、作業者の安全意識の高揚を図り、安全活動の定着を徹底させること。

さらに、リスクアセスメントを実施することにより、職場内の潜在的な危険を洗い出し、危険の芽を摘みとるとともに、雇入れ教育等の徹底と効果的な安全衛生教育の実施を徹底すること。

本年における死亡災害防止のための一般的な対策をまとめると別紙のとおりである。

【荷役運搬機械による労働災害防止対策】

・荷役運搬機械全般

作業計画の作成

作業指揮者の配置：複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置

制限速度の遵守

転落等の防止のための幅員の確保、誘導者の配置

接触の防止のための立ち入り禁止、誘導者の配置

合図確認の徹底

停車時の逸走防止

用途外使用の禁止（人の昇降等）

・フォークリフト

運転資格の確認：最大荷重に合った資格を有しているか

定期自主検査の実施

急停止・急旋回を行わない、後方確認の徹底など

通路の死角部分へミラー等を設置

走行場所と歩行場所を区分

・貨物自動車

最大積載量を超えない

車両と荷掛けロープの点検

荷の中抜きの禁止

保護帽（墜落時保護用）の着用

【クレーン等による労働災害防止対策】

運転・玉掛け作業資格の確認：つり上げ荷重に合った資格を有しているか

定期自主検査の実施

定格荷重を超えて使用させない

合図確認の徹底

旋回範囲内やつり荷の下への立ち入り禁止

移動式クレーンの設置場所の地耐力・暗渠や埋設物等の確認

移動式クレーンの設置場所に傾斜がある場合はできるだけ補正する

移動式クレーンの転倒防止のための敷き鉄板等

【墜落による労働災害防止対策】

足場の組み立てなどによる安全な作業床の設置
防網や安全帯取付設備の設置と安全帯の適切な使用
踏み抜き防止のための歩み板などの設置

【熱中症による労働災害防止対策】

WBGT値（湿球黒球温度）を測定することなどにより、職場の暑熱の状況を把握し、作業環境や作業、健康の管理を行う
熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を計画的に設定する
自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を摂取する
熱中症の発症に影響を与えるおそれのある、糖尿病などの疾患がある労働者への健康管理

【交通労働災害防止対策】

適正な走行計画の作成
車両の点検
点呼の実施とその結果への適切な対応
最大積載量を超えない
雇い入れ時教育の実施（添乗指導など）
日常の教育と交通危険予知訓練の実施（交通安全情報マップの作成など）
運転者認定制度の導入

【安全衛生管理活動の推進による労働災害防止対策】

経営トップの率先した職場内の安全衛生活動の総点検
リスクアセスメントの実施によるリスクの低減措置
KYT（危険予知訓練）、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、ヒヤリハット活動、ツールボックスミーティングなどの日常的な安全衛生活動の実施
雇入れ教育等の徹底と効果的な安全衛生教育の実施